

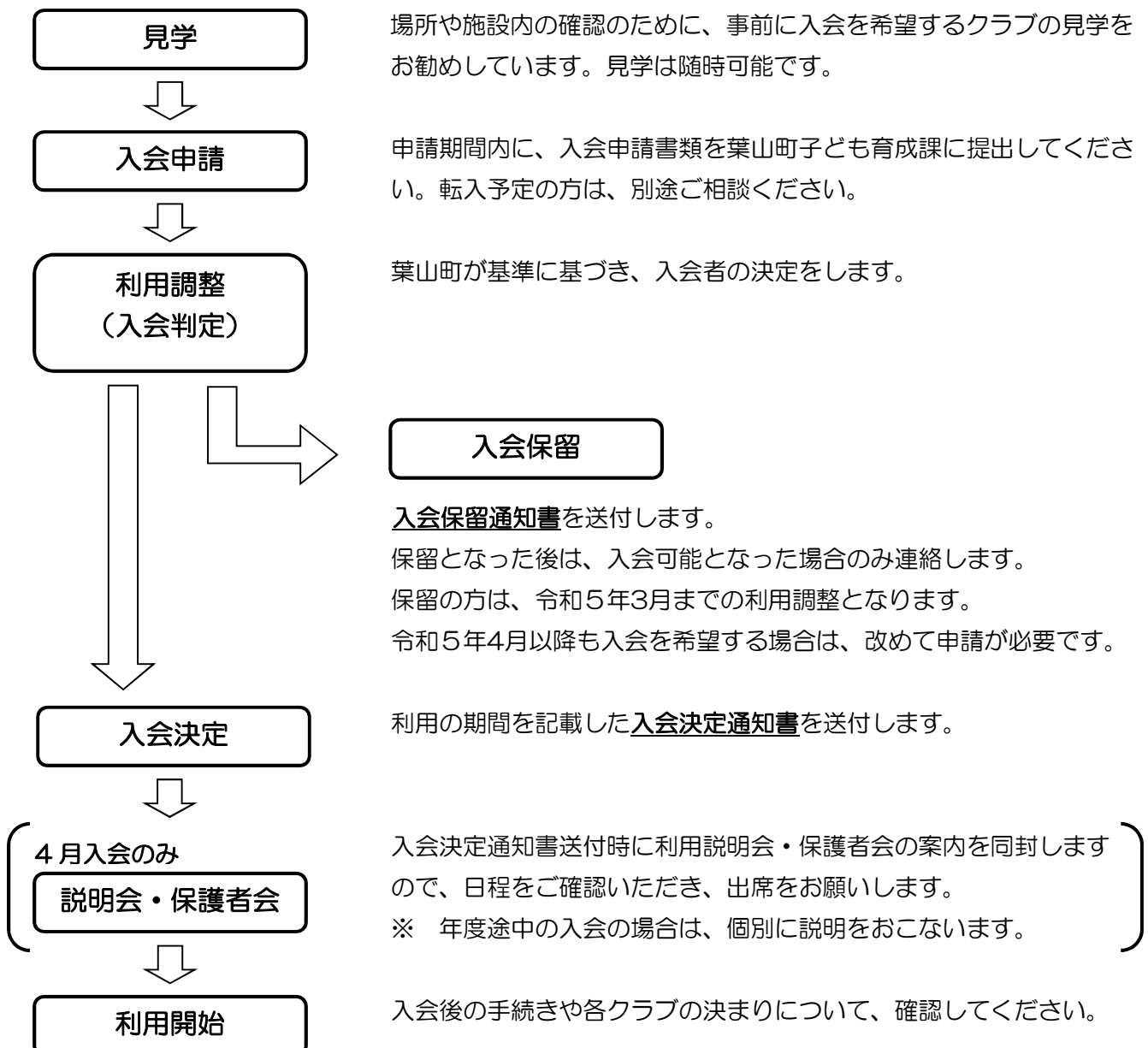
公立放課後児童クラブ（学童クラブ）利用のご案内

公立放課後児童クラブ（学童クラブ）に入会を希望する方は、本案内をよくお読みのうえ、葉山町子ども育成課に申請に必要な書類を提出してください。

放課後児童クラブ（学童クラブ）とは・・・

保護者の就労や病気等により、放課後帰宅しても家庭に保護者のいない児童に対して、「放課後の生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

1. 申請から入会までの流れ



2. 公立放課後児童クラブ（学童クラブ）一覧

| クラブ名 | 定員 | 学区 | 対象学年 | 開所時間 | 所在地 | 電話番号 |
|----------|-----|-------|-------|------------------------|------------------------|--------------|
| 上山小学童クラブ | 30人 | 上山小学校 | 小1～小3 | 学校休業日 9:00～18:00 | 上山口 2627 (上山小児童館) | 046-878-8052 |
| 下山小学童クラブ | 25人 | 一色小学校 | | | 下山口 1705-1 (下山小児童館) | 046-876-0991 |
| 葉桜小学童クラブ | 30人 | 長柄小学校 | | 学校休業日以外 放課後～18:00 | 長柄 1413-154 (葉桜児童館) | 046-875-6273 |
| 葉山小学童クラブ | 50人 | 葉山小学校 | | 堀内 1735-112 (青少年会館) | 046-875-4980 | |

※ 申請に関する問い合わせは、葉山町子ども育成課（電話 046-876-1111）までお願いします。

※ 原則として、通学する小学校の学区にあるクラブへの入会となりますが、特別な事情がある場合は、他の小学校の学区にあるクラブに通うことも可能です。

3. 入会要件

公立放課後児童クラブ（学童クラブ）への入会については、以下の要件を満たしていることとします。

- (1) 葉山町内に在住又は在学の小学校 1 年生～3 年生であること。
- (2) 放課後等において、以下の理由により保護者が不在となる（保育にあたれない）家庭の児童であること。

| 保護者の状況 | 基準 |
|-----------------------|--|
| 就労 | 週3日以上かつ1か月60時間以上の就労をしている。 |
| 妊娠・出産 | 妊娠中もしくは出産後間がなく保育が困難である。 |
| 病気・ケガ | 1か月以上の入院、療養が必要である。 |
| 障害 | 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている。 心身の障害により保育が困難である（診断書あり）。 |
| 同居又は長期入院している親族の介護又は看護 | 週3日以上かつ1か月60時間以上介護又は看護をしている。 |
| 災害復旧 | 自宅の復旧作業にあたっている。 |
| 求職活動 | 求職活動をしている。 |
| 就学 | 大学や職業訓練校等にて、週3日以上かつ1か月60時間以上の就学をしている。 |
| その他 | クラブへの入会が必要であると認められる時。 |

<注意事項> ※必ずご確認ください。

- ①保護者には、同居している65歳未満の親族を含みます。
- ②定員の関係上、私立放課後児童クラブ（学童クラブ）との併用はできません。
- ③育児休業取得中は利用できません。
入会決定後に育児休業を延長し復職しないこととなった場合は、決定取消しとなります。
また、入会中に育児休業を取得する場合は退会となります。
- ④求職活動で入会できるのは、年度内で1回までとなります。
- ⑤長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用では入会できません。

4. 入会できる期間

入会できる期間は、原則入会月の1日から令和5年3月31日までとなります。妊娠・出産、求職活動等で入会された方は取り扱いが異なりますのでご注意ください（5ページを参照）。

5. 利用料

無料です。

※ 食事やおやつ等の提供はありません。各自ご用意ください。

6. 入会申請

公立放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用を希望される方は、必要書類を揃えて、利用を希望する月に応じた受付期間に、葉山町子ども育成課（役場1階7番窓口）へ申請してください。

| | | |
|----------------------|---|--|
| 令和4年4月 入会希望 | 一次受付 | 受付期間：令和3年12月1日（水）～令和3年12月15日（水）[消印有効] 利用調整結果：令和4年1月28日（金）発送予定 |
| | 二次受付 | 一次受付の結果、定員に空きのあるクラブがある場合におこないます。 受付期間：令和4年1月7日（金）～令和4年2月10日（木）[消印有効] 利用調整結果：令和4年2月25日（金）発送予定 |
| 令和4年5月以降 年度途中入会希望 | 受付期間：入会希望月の前月の15日まで（閉庁日の場合は前開庁日） 利用調整結果：入所を希望する前月の20日頃 | |

※ 利用調整結果は文書でご案内します。入会可否の窓口・電話での回答につきましては、お手元に文書が届く前にご照会いただいても回答できません。

※ 特別な事情により受付期間中に書類が揃わない場合は、必ず受付期間終了前にご相談ください。
私立放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用を希望する場合は、直接各クラブへ申請をしてください。

申請方法や利用料等について、詳細は直接各クラブへお問い合わせください。

<参考> 私立放課後児童クラブ（学童クラブ）一覧

| クラブ名 | 定員 | 対象学年 | 開所時間 | 所在地 | 電話番号 |
|------------------|-----|-------|--|----------------------|---------------|
| 学童ひだまり | 40人 | 小1～小6 | 休業日 8:00～19:00 休業日以外 放課後～19:00 土曜日 8:00～17:00 | 一色 1060 (一色小学校新館) | 090-6013-2208 |
| タイドプール | 36人 | 小1～小6 | 休業日以外 12:00～20:00 長期休暇中 7:00～20:00 ※19:00～20:00は延長保育 | 下山口 1535 | 046-877-0650 |
| にこにこ学童くらぶ | 45人 | 小1～小6 | 休業日 8:00～19:00 休業日以外 放課後～19:00 | 長柄 769 (長柄会館) | 080-9523-9170 |
| 明照学童 ハッピースマイル | 14人 | 小1～小6 | 休業日 7:30～20:00 休業日以外 放課後～20:00 | 堀内 570-4 (明照幼稚園) | 046-875-1426 |
| 学童あおぞら | 24人 | 小1～小6 | 休業日 8:00～19:00 休業日以外 放課後～19:00 土曜日 8:00～17:00 | 一色 1479 | 046-876-2207 |
| 風の子クラブ | 35人 | 小1～小6 | 休業日 7:00～19:00 休業日以外 放課後～19:00 | 一色 1441 | 046-876-2118 |

7. 申請に必要な書類

(1) すべての方が必要な書類

| 必要書類 | 注意点等 |
|------------------------|---|
| 放課後児童クラブ（学童クラブ）入会申請書 | 裏面も忘れずに記入してください。 |
| 保育の必要性を証明する書類（5ページを参照） | 保護者（父・母）に加え、同居親族についても提出が必要です。 |
| 本人確認書類 | 窓口に来られる方のみ必要です。 (例) マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等 |

(2) その他状況により必要な書類

| 必要書類 | 注意点等 |
|--------------------------------|--|
| 転入予定の方 | 転入予定の事実が確認できる「不動産売買契約書」又は「賃貸契約書」の写し等 ※入会決定した場合でも、入会月の前月末日までに転入が確認できなければ、決定取消しとなります。 |
| 親族等の住居と同一番地であるが、建物が別棟等で、生計が別の方 | 各世帯の「公共料金の領収書」を3か月分 |

8. 保育の必要性を証明する書類

| 保護者※1 の状況 | 必要書類 | | 入会できる期間 |
|---------------------------------|---|--|--|
| 就労 (週3日、月60時間以上就労をしている場合に限る) | 雇用されている方 (予定を含む) | <input type="checkbox"/> 就労(雇用内定)証明書※2 ※3 (雇用内定の場合はその証明を受けてください) | 令和5年3月31日まで |
| | 自営の方 (居宅外自営、親族経営等の自営を含む) | <input type="checkbox"/> 就労(雇用内定)証明書※2 ※3 <input type="checkbox"/> 就労状況申告書※2 <input type="checkbox"/> 自営の証明書類の写し (確定申告書、開業届等) | |
| 妊娠・出産 | <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し (表紙と出産予定日が記載されているページ) | | 産前産後8週間 (出産予定日の8週前の日が属する月の初日から、産後8週にあたる日が属する月の末日まで) |
| 保護者が病気、ケガのとき | <input type="checkbox"/> 診断書 (保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの) | | 令和5年3月31日まで、もしくは、必要がなくなるまでのいずれか早い方 |
| 保護者に障害があるとき | <input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し又は診断書 (診断書は保育が困難な状況、傷病名、期間が記載されたもの) | | |
| 同居又は長期入院している親族の介護又は看護 | <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書※2 <input type="checkbox"/> 介護等が必要であることを証明する書類 (診断書、介護保険証の写し等) | | |
| 災害復旧 | <input type="checkbox"/> 災害証明書 | | |
| 求職活動 | — | | 令和5年3月31日まで、もしくは、入会后3か月経過するまでのいずれか早い方 |
| 就学 (週3日、月60時間以上就学をしている場合に限る) | <input type="checkbox"/> 学生証又は在学証明書 (入学予定の場合は合格通知等) <input type="checkbox"/> 時間割がわかる資料 | | 令和5年3月31日まで、もしくは、卒業又は修了までのいずれか早い方 |
| その他、上記に類する状況として認められる場合 | 必要に応じて提出していただきます | | 令和5年3月31日まで、もしくは、必要がなくなるまでのいずれか早い方 |

※1 証明書類は、保護者(父・母)に加え、65歳未満の同居親族についても提出が必要です。提出がない場合、入会の優先順位が下がることがあります。

※2 葉山町ホームページからダウンロードすることができます。

※3 入会により就労時間等が変更となる予定の場合は、その詳細を備考欄に記載してください。

9. 入会の判定について

放課後児童クラブ（学童クラブ）には、クラブ毎に安全面等を考慮した定員（受入可能人数）があります。

申請者数が定員を超過した場合には、「葉山町公立放課後児童クラブ（学童クラブ）入会判定基準表」（11 ページを参照）に基づき、入会者を決定します。

判定は、申請締切日までに提出されている「保育の必要性を証明する書類」に基づいておこないます。

入会の判定の結果、保留となった場合には、入会保留通知書を送付します。

申請書類については、当該年度末まで有効となります。定員に空きが出た場合に入会の判定の対象となり、入会が可能となった段階で連絡をします。

※ 申請内容に変更が生じた場合は、葉山町子ども育成課まで届出をしてください。

10. 利用にあたって

(1) 児童の送迎

・送り

小学校からクラブへの移動は児童のみとなります。小学校からクラブへの道順を確認し、交通ルール等について、保護者にて指導してください。

小学校の休業日は、原則保護者が開所時間内にクラブまで送ってください。開所時間前に児童を送り、開所時間まで外で待つことは絶対におやめください。

・迎え

クラブからの帰宅は、原則保護者が開所時間内にお迎えに来てください。保護者の責任のもと、保護者以外の方がお迎えに来られる時は、事前にクラブへ申し出てください。申し出がない場合、引き渡しをすることができません。なお、保護者の代理でお迎えに来ることができるのは、中学生以上となります。

(2) 欠席

利用予定の日に欠席する場合は、必ずクラブへ連絡をしてください。指導員がいない時間帯は、留守番電話にメッセージを入れてください。事前にわかっている場合は連絡ノートでも構いません。欠席連絡がない場合には、クラブから保護者へ連絡します。

(3) 持ち物

用意していただく持ち物は、クラブによって異なります。詳細については、入会決定後におこなう入会説明会で確認してください。年度途中の入会の場合は、個別に説明をおこないます。

個人の持ち物には、すべてに記名をしてください。

クラブでの生活に必要なもの以外は持たせないでください。持ち込んだ個人の持ち物の紛失等については、クラブでは一切責任を負いません。

(4) 昼食

給食のない日や土曜日、長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）については、必ずお弁当を持たせてください。児童が食べきれぬ程度の量にさせていただき、季節によっては傷みにくいものにする等の配慮をお願いします。

(5) おやつ

補食として、その日食べる分だけのおやつを持たせてください。大袋のものではなく、個包装のものやタッパーに入れる等してください。

アレルギーのある児童もいるため、他の児童とのおやつの交換は禁止しています。クラブでも注意して見守りますが、児童自身でも注意できるように、ご家庭でも指導をお願いします。

(6) ケガ・体調不良（発熱等）・服薬

クラブには、看護師等の専門性を持った職員はいません。急なケガや発熱等の体調不良が発生した場合には、止血や冷却等の簡単な応急処置をおこない、保護者に連絡をしますので、早めのお迎えをお願いします。なお、緊急時には救急車の要請をする場合があります。

服薬が必要な場合には、あらかじめ保護者から連絡をいただければ、その時間に声掛けをします。クラブで薬を預かることはできませんので、児童自身で管理ができるようにご家庭で指導してください。また、児童自身で目薬をさしたり、粉薬を飲んだりすることができるように練習をお願いします。

※ 少しでも児童の体調が優れない場合は、クラブの利用はお控えください。

(7) 出席停止

クラブは、児童たちが集団で過ごす場です。感染症の流行を予防するために、小学校と同じ「学校保健安全法施行規則」（10 ページを参照）に沿って対応をします。

「学校保健安全法の感染症」と診断された場合には、利用停止の扱いとなりますので、クラブまでご連絡ください。

なお、児童と同居するご家族の方が「学校保健安全法の感染症」と診断された場合についても、できる限りクラブの利用はお控えください。感染症拡大防止という趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

(8) 学級閉鎖時等の対応

クラブに在籍している児童の学級・学年又は学校が閉鎖になった時の対応は以下のとおりです。

学級閉鎖 … クラブは開所しますが、対象学級の児童は期間中利用できません。

学年閉鎖 … クラブは開所しますが、対象学年の児童は期間中利用できません。

学校閉鎖 … クラブは閉所します。

11. 警報発表時等における対応について

(1) 暴風警報・暴風雪警報・特別警報発表時

①学校がある時（登校時・在校時）

| 警報発表状況 | 学校の対応 | クラブの対応 |
|--------------------|---------------------|--|
| 午前6時30分の時点で、警報が発表中 | 臨時休校 | 受け入れは行いません。 |
| | 保護者判断による 登校となった時 | 下校時刻後に通常どおり受け入れを行います。 ※登校していない場合は受け入れできません。 |
| 登校後に警報が発表 | 引渡し下校 | 受け入れは行いません。 |
| | 一斉下校 | 受け入れを行います。 緊急連絡先へ連絡をしますので、 児童の安全のため必ずお迎えをお願いします。 |
| クラブ利用中に警報が発表 | | 緊急連絡先へ連絡をしますので、 児童の安全のため必ずお迎えをお願いします。 |

②学校が休みの時（土曜日及び長期休業中等）

| 警報発表状況 | クラブの対応 |
|--------------------|--|
| 午前6時30分の時点で、警報が発表中 | 受け入れは行いません。 |
| クラブ利用中に警報が発表 | 緊急連絡先へ連絡をしますので、 児童の安全のため必ずお迎えをお願いします。 |

※ 警報解除後の再度の受け入れは行いません。

※ 天気予報をご確認いただき、大荒れの天候が予想される時は、児童の安全のため、利用はできる限りお控えください。

※ 天気予報等の状況により、前日のうちに閉所（受け入れ中止）を決定する場合があります。その際は、決定した時点で速やかに葉山町ホームページに情報を掲載します。

(2) 大規模地震発生時等

①児童がクラブにいる間に以下のいずれかが起きた時

- ・震度5強以上の地震が発生した
- ・大規模地震情報が発表された
- ・津波警報が発表された

➡施設内で待機し、緊急連絡先へ連絡、保護者へ引き渡しをします。児童の安全のため、必ずお迎えをお願いします。

※ 被災により施設内にいることができない場合や施設内での待機が危険な場合は、近隣の避難場所に児童と移動することがあります。その際は電話等での連絡は難しいことが想定されるため、クラブの入口に避難場所を掲示する等の対応をします。

②翌日以降の対応について

被災状況により、児童の受け入れをおこなうかを決定します。決定内容は、ホームページへの掲載と、クラブの入口に掲示をおこなうことで周知します。

12. 変更があるときの届け出について

次の場合には速やかに葉山町子ども育成課（役場1階7番窓口）へ届出をしてください。

| 変更内容等 | 必要書類 |
|--|--|
| 退職、病気軽快、育児休業取得、その他の理由で放課後児童クラブ（学童クラブ）の利用がなくなった | □放課後児童クラブ（学童クラブ）退会届 |
| 転出（転居）等により、放課後児童クラブ（学童クラブ）へ通えなくなった | |
| 保護者が産前休暇を取得する | □申請内容変更届 □母子健康手帳の写し （表紙と出産予定日が確認できる部分） |
| 就労先が変わった、就労を始めた、就労内容（時間等）に変更があった | □申請内容変更届 □就労（雇用内定）証明書等 |
| 住所・氏名・連絡先に変更があった | □申請内容変更届 |
| その他保育を必要とする理由に変更がある | □申請内容変更届 □変更となることわかる書類 |
| その他届出内容に変更があった | 必要に応じてご案内します。 |

13. その他注意事項等

- (1) 申請書類に虚偽があった場合には、入会を取り消すことがあります。
- (2) 正当な理由によらず欠席が多い場合には、退会をお願いすることがあります。なお、2か月間1度も利用がない場合には退会となります。
- (3) 長期間欠席をする場合には、事前に葉山町子ども育成課までご相談ください。
- (4) 入会申請を取り下げる、入会決定後に辞退を希望する場合には、速やかに葉山町子ども育成課までご連絡ください。
- (5) クラブから習い事等に通うことも可能ですが、移動中の児童の事故等の責任は保護者とします。
- (6) 現在入会していて、次年度も入会を希望する場合は申請が必要です。

<参考> 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条）

| 分類 | 病気の種類 | 出席停止の期間 |
|-------------------------------|---|---|
| 第一種 感染症 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ボリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記のほか、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで |
| 第二種 感染症 | インフルエンザ ※鳥インフルエンザ（H5N1）を除く | 発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 麻疹 | 解熱後3日を経過するまで |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| | 風しん | 発疹が消失するまで |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が痂皮化するまで |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| | 結核 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで |
| 条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患 | | |
| | 溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎等 | 全身状態が悪い等、医師の判断で出席停止を要する場合等 |

葉山町公立放課後児童クラブ（学童クラブ）入会判定基準表

（１）基本点数

該当する項目に○

| 保護者の状況 | | 内容 | | 点数 | 父 | 母 |
|--|--|---|--|----|---|---|
| ①居宅外就労 （勤務時間に休憩時間を含める） | 外勤・居宅外自営 | 月 20 日以上 | 週 40 時間以上勤務の者 | 10 | | |
| | | | 週 35 時間以上勤務の者 | 9 | | |
| | | | 週 30 時間以上勤務の者 | 8 | | |
| | | 月 16 日以上 20 日未満 | 週 28 時間以上勤務の者 | 8 | | |
| | | | 週 24 時間以上勤務の者 | 7 | | |
| | | | 週 15 時間以上勤務の者 | 6 | | |
| | | 月 12 日以上 月 16 日未満 | 週 15 時間以上勤務の者 | 5 | | |
| 就労時間変更 | 既に就労中で、入会に伴い就労時間が増える見込みの者 （上記の該当する勤務形態にあてはめ右の点数を減する） | -1 | | | | |
| 就労予定者 （求職者） | 入会決定後 1 か月以内に勤務できることを証明できる者（内定者） | -2 | | | | |
| | 上記以外の者 | 3 | | | | |
| ②居宅内就労 （勤務時間に休憩時間を含めない） | 内職・居宅内就労 | 月 20 日以上 | 週 40 時間以上勤務の者 | 9 | | |
| | | | 週 35 時間以上勤務の者 | 8 | | |
| | | | 週 30 時間以上勤務の者 | 7 | | |
| | | 月 16 日以上 20 日未満 | 週 28 時間以上勤務の者 | 7 | | |
| | | | 週 24 時間以上勤務の者 | 6 | | |
| | | | 週 15 時間以上勤務の者 | 5 | | |
| | | 月 12 日以上 月 16 日未満 | 週 15 時間以上勤務の者 | 4 | | |
| 就労時間変更 | 既に就労中で、入会に伴い就労時間が増える見込みの者 （上記の該当する勤務形態にあてはめ右の点数を減する） | -1 | | | | |
| ③妊娠・出産 | | 産前産後の 8 週間保育にあたるものがない | 6 | | | |
| ④病気・ケガ | 入院 | 3 か月以上の長期 | 10 | | | |
| | | 1 か月以上 3 か月未満 | 9 | | | |
| | 自宅療養 | 常時病臥人（3 か月以上の長期は 1 点加算） | 9 | | | |
| | | 週 4 日以上の通院加療又は 1 日 5 時間、週 3 日以上安静を要する自宅療養（3 か月以上の長期は 1 点加算） | 5 | | | |
| ⑤障害 | 身体障害者手帳（1 級・2 級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1 級・2 級）を所持している | | 10 | | | |
| | 上記以外の各種手帳を所持している | | 8 | | | |
| | 心身に障害があり保育が困難（診断書のみ） | | 6 | | | |
| ⑥介護・看護 | 入院 | 常時付き添い | 8 | | | |
| | | 1 日 7 時間、週 4 日以上の付き添い（3 か月以上の長期は 1 点加算） | 7 | | | |
| | | 1 日 5 時間、週 3 日以上の付き添い（3 か月以上の長期は 1 点加算） | 4 | | | |
| | 自宅介護 | 重度の心身障害者の自宅介護 | 7 | | | |
| | | 病院付き添い 自宅看護 | 週 4 日以上の病院加療の付き添い又は 1 日 7 時間、週 4 日以上安静を要する自宅介護（3 か月以上の長期は 1 点加算） | 6 | | |
| 週 4 日以上の病院加療の付き添い又は 1 日 5 時間、週 3 日以上安静を要する自宅介護（3 か月以上の長期は 1 点加算） | 3 | | | | | |
| ⑦災害復旧 | | 震災、風水害、火災その他災害による自宅の復旧作業のため保育が困難 | 12 | | | |
| ⑧就学 | 生活手段のための各種学校の学生 | | 8 | | | |
| | 一般学生 | | 3 | | | |
| ⑨不存在 | 死別・遺棄・離婚・未婚等 | | 15 | | | |
| | 離婚前提の別居 | | 10 | | | |
| ⑩その他 | | 前項に掲げるもののほか、児童福祉の観点から社会的な養護が必要な場合等、明らかに保育が必要と認められる場合 | 2~10 | | | |
| 基本点数小計 | | | | | | |

※ 保護者の状況は、保護者それぞれについて最も高い項目を適用します。

※ 複数勤務箇所がある場合等は、勤務日数・時間を合算して判断します。

(2) 調整点数

該当する項目に○

| 状況 | 内容 | 点数 | 該当 |
|---------------|--|-----|----|
| ①学年 | 1年生 | 5 | |
| | 2年生 | 3 | |
| | 3年生 | 1 | |
| ②ひとり親家庭等 | ひとり親家庭その他これに準ずる家庭で同居親族がいない場合 | 5 | |
| | ひとり親家庭その他これに準ずる家庭で同居親族がいる場合 | 3 | |
| ③同居の親族等の状況 | 同居の親族等がいる（左記の者全員が基本点数に該当する場合を除く） | -3 | |
| ④保留状況 | 定員を超えたため入会できずに保留となっている場合（年度を超えない範囲で3か月毎に1点加算） | 1~3 | |
| ⑤その他 | 就労等の理由で保育を必要としているが、加えて家庭での保育が困難な家庭であると認められる場合（主に要保護・要支援となっている家庭） | 1~6 | |
| 調整点数小計 | | | |

※ 65歳以上の者及び18歳未満の就学者等については、保育が困難と判断します（ただし、18歳未満の就学者のうち婚姻している者を除く）。

※ 同居には、世帯は別でも同一住所地に居住している場合を含みます（ただし、建物が別棟等の場合を除く）。

<選考方法>

$$\text{【父の基本点数】} + \text{【母の基本点数】} + \text{【調整点数】} = \text{【合計点数】}$$

合計点数の高い順に入会を決定します。

同点の場合は、以下の順位を基本に総合的に判断します。

1. 危険性又は緊急性が非常に高く、特別な配慮が必要と認められる場合
2. 学年の低い児童
3. ひとり親家庭
4. 入会希望理由による優先度
 - ①災害復旧 ②障害 ③病気・ケガ ④居宅外就労 ⑤居宅内就労
 - ⑥介護・看護 ⑦就労内定 ⑧就学 ⑨妊娠・出産 ⑩求職活動
5. 帰宅時間（終業時間に通勤時間を足した時間帯）の遅い世帯
6. 養育している未就学児、小学生の人数が多い世帯
7. 祖父母等親族の居住状況で、より自宅からの距離が近い者の優先度を下げる

※ 帰宅時間については、保護者を比較して早い方の時間を基準に判断します。

連絡・問合せ先 葉山町福祉部子ども育成課児童福祉係
 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135 番地
 電話：046-876-1111